

令和3年度（2021年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

憲 法

A日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は3枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和3年度（2021年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	憲	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（20点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

北陸地方に位置するA市は、数年前に改革派のB市長が当選し、独自の過疎化対策や子育て政策を実行してきた結果、飛躍的に人口を増加させてきた。しかし、地元のC新聞社の記者Dは、B市長が部下である秘書課の職員と不倫関係にあり、勤務時間外に、両者は市内のとある場所において密会しているという旨の情報をインターネット上の匿名掲示板から得ていた。

そこで、Dは、複数の関係者からネット上の情報の真偽を判断しようと考え、A市の元市役所職員であるE及びFにそれぞれ個別に接触し、喫茶店において裏取り取材を行った。取材の中で、E及びFは、B市長に関する上記の情報はいずれも事実である旨の証言をした。Dは、これらの取材を基に、自社の発行するC新聞の社会面において、市長と部下である職員との不倫疑惑を告発する内容の記事を掲載した。記事の掲載後、A市役所には市民からの非難が殺到した。

しかしながら、実際には、E及びFは、両者ともに過去に経歴詐称等の発覚により、A市役所を辞職に追い込まれた恨みから、ネット上の掲示板にB市長に対する虚偽情報を流布していた。また、Dの取材においても虚偽の証言を行っていたことが明らかになり、C新聞社は記事の訂正を行った。他方、B市長は、Dを刑事告発し、Dは刑法230条の名誉毀損罪に基づき逮捕・起訴された。

《参考条文》刑法

第230条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

第230条の2 前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第1項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

[問い]

上記事例に含まれる、Dの表現行為に関する憲法上の問題点について論じなさい。

問題2（5点）

法律上の争訟性について、説明しなさい。